

不動産分野におけるESG-TCFD実務者WG規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「不動産分野におけるESG-TCFD実務者WG」（以下「実務者WG」という。）と称する。

（目的）

第2条 実務者WGは、不動産分野におけるTCFDを含めたESG関係の情報開示のあり方について検討を行うことを目的とする。

（運営）

第3条 実務者WGの議事の進行は、事務局が行う。

（会議）

第4条 実務者WGは、非公開を原則とする。ただし、委員名、資料等は公開とする。

2 実務者WGは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、実務者WGに出席して意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（事務局）

第5条 実務者WGの事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議の上、定める。

附 則

この規約は、令和2年6月4日から施行する。